

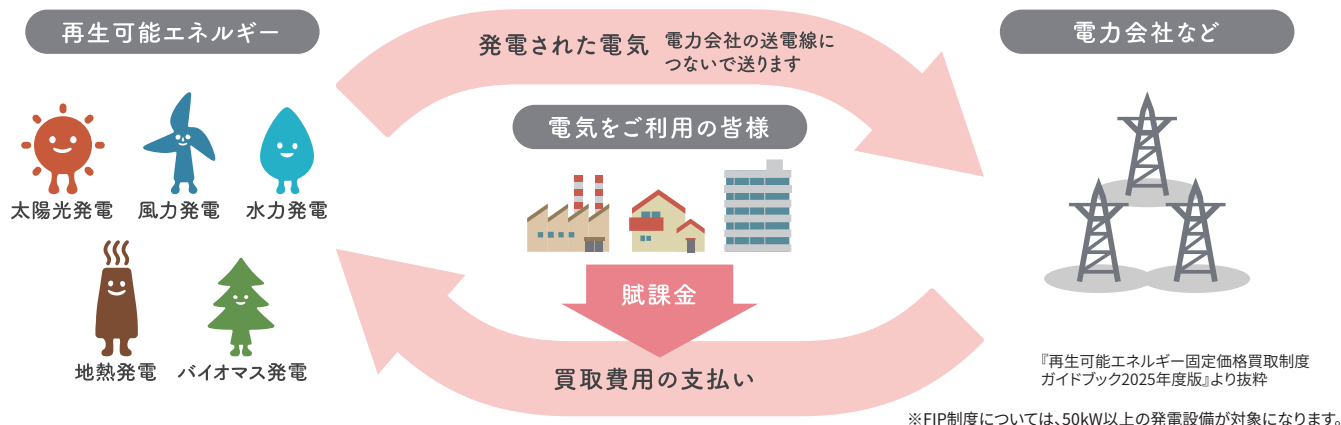
固定価格買取制度

2025-10

固定価格買取制度（FIT制度） 仕組みと手続きの流れ

固定価格買取制度（FIT制度）について

『再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT制度）』とは、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取る制度です。
電力会社が買い取る費用の一部を電気を利用しているお客様から賦課金という形で回収し、今はまだ高いコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えています。



2025年度以降の買取価格・買取期間（太陽光発電設備）

区分	1kWhあたり調達価格等※1				調達期間等※2
	2024年度	2025年度（4～9月）	2025年度（10～3月）	2026年度	
50kW以上（屋根設置）	12円	11.5円	19円（～5年）	8.3円（6～20年）※4	20年間
10kW以上50kW未満（屋根設置）※3	12円	11.5円	19円（～5年）	8.3円（6～20年）※4	
10kW未満	16円	15円	24円（～4年）	8.3円（5～10年）※4	10年間

※地上設置の場合の調達価格については資源エネルギー庁発行『再生可能エネルギー FIT・FIP制度ガイドブック2025年度版』をご確認ください。

※1:FIT制度は調達価格、FIP制度（入札制度適用区分を除く）は基準価格、入札制度適用区分は上限価格。 ※2:FIT制度であれば調達期間、FIP制度であれば交付期間。

※3:10kW以上50kW未満の事業用太陽光発電のFIT新規認定には、自家消費型の地域活用要件を設定する。ただし、営農型太陽光は、3年を超える農地転用許可が認められる案件は、自家消費を行わない案件であっても、災害時の活用が可能であればFIT制度の新規認定対象とする。

※4:事業用太陽光（屋根設置）・住宅用太陽光の2026年度の調達価格・基準価格については2025年度下半期にも適用。国民負担には中立的な形で、投資回収の早期化を図る価格設定（初期投資支援スキーム）を採用。

再生可能エネルギー賦課金

固定価格買取制度で再生可能エネルギーを買い取る時に掛かった費用は、『再生可能エネルギー賦課金（再エネ賦課金）』という形で、電気を使用しているお客様からの毎月の電気支払によって賄われています。

電気料金 + 再エネ賦課金 = 月々の電力会社へのお支払い

再エネ賦課金の算定方法

再エネ賦課金 = ご自身が使用した電気の量(kWh) × 3.98円/kWh※

※ただし、大量の電力を消費する事業所で、国が定める要件に該当する方は、再生可能エネルギー賦課金の額が減免されます。

電気ご使用量のお知らせ いつもご利用いただきありがとうございます

エネ庁 タロウ 様

●●年×月分

ご契約番号 000-0000000-0
ご契約種別 AAA

ご使用量 000 kWh	ご請求予定額 0,000円
当月指示数 000	基本料金 000円
前月指示数 000	第1料金 000円
差引 000	第2料金 000円
	第3料金 000円
	燃料費調整額 0円
	再エネ賦課金 0円

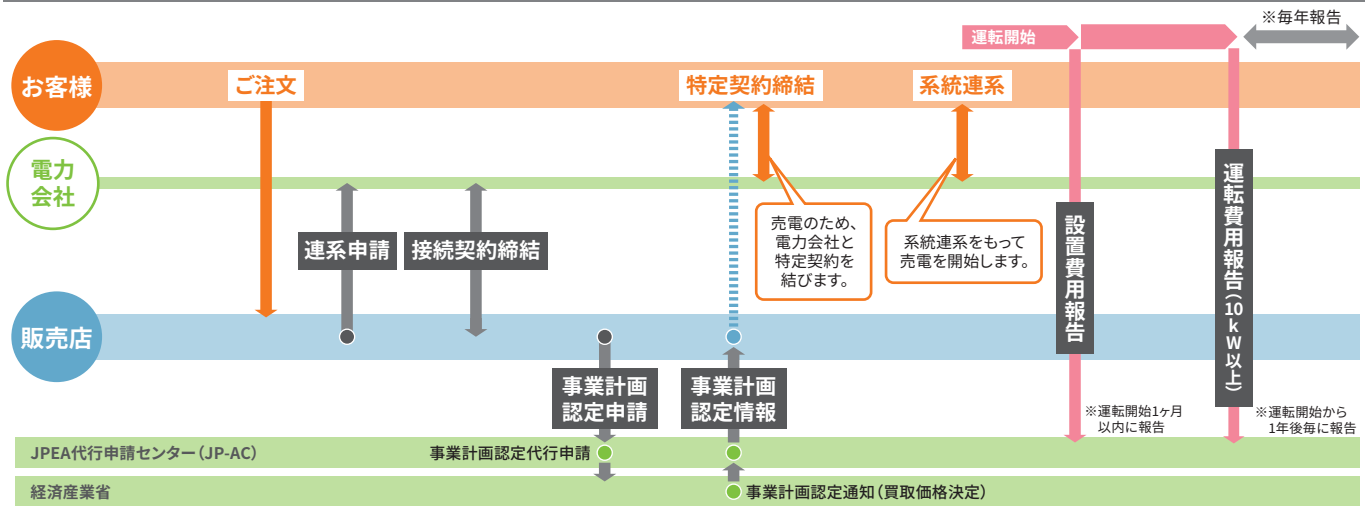
再エネ賦課金 → 再エネ賦課金 0円

お問い合わせ先 ○△□電力株式会社
お引越の方 ×××××××××× その他の方 ××××××××××

○△□電力株式会社
○△□営業所
お問い合わせ先

検針票サンプル

太陽光発電システム利用までの流れ



申請にあたりご用意いただくもの

	10kW未満	10kW以上50kW未満
お客様にて ご用意いただく 書類	・口座情報 (売電収入の振込先) ・メールアドレス ・委任状 ・印鑑証明書 【既築の場合】 ・建物の登記簿謄本	・住民票 (法人の場合は法人登記簿謄本) ・口座情報 (売電収入の振込先) ・メールアドレス ・委任状 ・印鑑証明書 【既築の場合】 ・建物の登記簿謄本 【地上設置の場合】 ・土地の登記簿謄本
販売店様・ 工務店様にて ご用意いただく 書類	・接続の同意を証する書類 (電力会社発行のもの) ※お客様自身が手続きを行っていない場合かつ、お客様のメールアドレスが設定されていない場合は『委任状』、『印鑑証明書』が必要。 【新築の場合】 ・建築確認済証 【蓄電池設置の場合】 ・構造図 ・配線図	・接続の同意を証する書類 (電力会社発行のもの) ・パワーコンディショナの仕様書 ・事業実施体制図 ※お客様自身が手続きを行っていない場合かつ、お客様のメールアドレスが設定されていない場合は『委任状』、『印鑑証明書』が必要。 【新築の場合】 ・建築確認済証 【蓄電池設置の場合】 ・構造図 ・配線図

※上記必要書類は事業者が該当の建物・土地を所有している場合に必要になる書類です。

定期報告 (設置費用・運転費用報告)

太陽光発電システムを設置したお客様は発電 (売電) を開始した日から1ヶ月以内に設置費用の報告を経産省へ行うことが義務付けられています。
10kW以上の太陽光発電システムを設置されたお客様は設置費用の報告と1年間の運転費用の報告を経産省へ行うことが義務付けられています。

発電設備の区分		報告形態	
		設置費用報告	運転費用報告
太陽光発電設備	10kW未満	必要	経済産業大臣が求めた場合必要
	10kW以上	必要	必要

地域活用要件 (10kW以上50kW未満)

10kW以上50kW未満の太陽光を設置する場合、以下の①～②の要件をすべて満たすことが必要となります。

1

発電した電気を消費し、余った電気を売電する余剰構造とし、発電電力量の少なくとも30%の自家消費を行うこと。

具体的な状況の確認が実施できるよう、電力会社の電気明細書 (検針票) を保存するとともに、発電電力量の記録を行う必要があります。

2

災害時 (停電時) に太陽光の自立運転機能が利用できること。自立コンセントを設置し災害時の利用が可能なこと。

少なくとも10kW相当分のPCSに自立運転機能を具備させ、1.5kWの自立運転出力を確保する必要があります。

※既設建物に設置する場合、過去1年間の使用電力量のデータが必要になります。
※21年度より10kW未満の地上設置について、分割審査の対象となります。